|  |
| --- |
| **許可条件** |
| １　太鼓台は、道路（歩道と車道の区別のある道路においては車道をいう）の左側に　寄って運行すること。但し、警察署長又は警察官が指示した場合は除く。　　また、他の車両が接近した場合は、道路の左側に寄って進路を譲ること。２　成人の責任者が必ず10名以上付いて、危険防止と交通の安全と円滑を図ること。３　交通信号機の表示に従い運行し、速やかに道路を横断するとともに通行中の他の車両の進行を妨害するような行為等はしないこと。４　太鼓台の右側に3.5メートル以上の余地がない道路においては、5分を超えて停止しないこと。但し、行事中及び警察官等が指示した場合は除く。５　太鼓台の前後に4名以上の交通整理員を配置し、他の車両の誘導並びに事故防止を図ること。６　交通の混雑と危険防止のため、現場の警察官が太鼓台の運行を停止させる等の指示をした場合は、その指示に従うこと。７　太鼓台が2台以上連続して運行する場合は、1台ごとに区分し、その距離はおおむね30メートル以上保つこと。但し、行事中及び警察官等が指示した場合は除く。８　ジグザグ運行、急転回、急逆走、駆け足での運行、停滞及び他の太鼓台を追越し、又は並進等の行為をしないこと。９　かき棒を、上下左右に揺さ振り、その他一般の交通の安全と円滑を阻害するような行為をしないこと。10　運行は、原則として昼間に限り、日没後は運行しないこと。11　国道11号の運行は、原則として横断のみとすること。但し、他に通行経路がない場合に限り、必要最小限の区間を運行することとし、場合によっては、路外に出て他の車両に進路を譲ること。 |
| **遵守事項** |
| １　道路使用許可証は携帯しておくこと。２　許可条件及び遵守事項を太鼓台運行従事者全員に周知徹底させること。３　総責任者及び責任者において、許可された運行時間、経路、方法等を順守させること。４　道路以外の場所を使用する場合は、その所有者、管理者の承諾を得るとともに、汚損防止に留意すること。５　交通安全と円滑を図るため行う現場警察官の指示に従うこと。 |

（注１）　この条件のいずれかに違反し、又は道路における危険を生じ、若しくは生じ

させるおそれがある場合は、道路交通法第７７条第５項により許可を取消し又

は許可の効力を停止することがあります。

（注２）　この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算

して60日以内に愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます（な

お、処分のあったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から

1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

　処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌

日から起算して6か月以内に愛媛県を被告として（訴訟において愛媛県を代表

する者は愛媛県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、

処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を

経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服

申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の

送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこと

　　　　とされています。